令和７年度市民参加手続実施調査

1　基本構想

策定　③必須、②④が非常に適している

※市民参加手続（項目）①附属機関　②ワークショップ　③パブリックコメント手続　④意向調査　⑤意見交換　⑥説明会　⑦その他

変更　③必須、②が非常に適している

番号	担当課	対象事項			対象事項の事業実施期間（計画等を策定している期間）	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続き						
		名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き（項目）	手続方法	左記手続方法の手続実施期間	手続の結果（計画等への反映状況も記入）	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き（◎）を2つ以上選択しなかった場合のみ理由記入
			項目	制定改廃														
1	防災安全課	日進市地域防災計画	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和8年3月修正分	○	◎	◎（必須）	○	○	○	①附属機関	日進市防災会議	令和8年3月17日	修正（案）についての審議を行った			災害対策基本法第42条により国の防災基本計画に基づき作成及び必要な修正が義務付けられた計画であり、また県地域防災計画に準じた内容でなければならないことからワークショップによる話し合いにより内容を変更していく計画ではなく、専門的な見識を持った委員で構成された附属機関にて内容を協議すべきであると判断したため。
	防災安全課	日進市地域防災計画	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和8年3月修正分	○	◎	◎（必須）	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和8年1月26日～令和8年2月27日	意見0件			
2	防災安全課	日進市国民保護計画	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和8年3月修正分	○	◎	◎（必須）	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和8年1月26日～令和8年2月27日	意見0件			
	防災安全課	日進市国民保護計画	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和8年3月修正分	○	◎	◎（必須）	○	○	○	⑥説明会	日進市防災会議にて説明	令和8年3月17日				災害対策基本法第42条により国の防災基本計画に基づき作成及び必要な修正が義務付けられた計画であり、また県地域防災計画に準じた内容でなければならないことからワークショップによる話し合いにより内容を変更していく計画ではなく、専門的な見識を持った委員で構成された附属機関にて内容を協議すべきであると判断したため。
3	健康課	日進市新型インフルエンザ等対策行動計画	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和8年6月～令和14年5月	○	◎	◎（必須）	○	○	○	①附属機関	保健センター運営協議会	令和8年3月6日	計画の内容について確認を行った			本計画は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく改定であり、感染症の専門家等の意見聴取を必須とされているため。
4	地域共生課	第3次日進市男女平等推進プラン	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎（必須）	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和7年12月～令和8年1月	提出人数：２名、提出意見：３件 今回の中間見直しには反映できない内容であったため、参考意見として受け、市の考えをHPにて公開したうえで、次期計画作成時に今回の意見を反映することを検討。			
	地域共生課	第3次日進市男女平等推進プラン	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎（必須）	○	○	○	①附属機関	（附属機関等） 日進市男女平等推進審議会	令和7年7月14日 令和7年11月19日 令和8年3月5日	第3次日進市男女平等推進プラン中間見直しに盛り込む内容についての審議等を行った。			無作為抽出による市民意識調査を令和6年に実施し、その結果を中間見直しに反映させ、附属機関で審議したため。
5	介護福祉課	第１０期にっしん高齢ゆめプラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和7年4月～令和9年3月	○	◎	◎（必須）	◎	○	○	①附属機関	高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	令和7年11月5日に開催	計画策定に向けたアンケート内容等について審議を行った。			
	介護福祉課	第１０期にっしん高齢ゆめプラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和7年4月～令和9年3月	○	◎	◎（必須）	◎	○	○	④意向調査	市民向けアンケート（65歳以上高齢者対象）	①令和8年1月実施 ②令和8年3月実施	市民向けアンケート（65歳以上高齢者対象） 計11,710件 アンケート結果を集計分析し、計画策定に反映させる予定。			
	介護福祉課	第１０期にっしん高齢ゆめプラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和7年4月～令和9年3月	○	◎	◎（必須）	◎	○	○	⑤意見交換	「認知症になっても安心して暮らせるわがまち日進市を考える」検討会	令和7年12月17日、令和8年3月4日　計2回開催	計画における、認知症施策部分の方向性等について関係者間で意見交換を実施した。			
6	都市計画課	日進市空家等対策計画	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和7年4月～令和8年3月	○	◎	◎（必須）	◎	○	○	①附属機関	空家等対策協議会	①令和7年10月23日 ②令和8年1月23日 ③令和8年3月16日	委員からの意見を踏まえ、計画を一部修正			
	都市計画課	日進市空家等対策計画	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和7年4月～令和8年3月	○	◎	◎（必須）	◎	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント	令和8年1月30日～令和8年3月2日	提出人数：1人 提出意見：1件 参考意見として受け、市の考えをHPにて公開したうえで、原案のとおり策定。			
	都市計画課	日進市空家等対策計画	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和7年4月～令和8年3月	○	◎	◎（必須）	◎	○	○	④意向調査	アンケート	令和7年9月	61通回収（有効回答率52.6%） アンケート結果を計画策定の参考とした。			
7	都市計画課	日進市都市マスタープラン	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎（必須）	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	①令和7年6月27日 ②令和7年8月29日 ③令和7年11月6日 ④令和8年1月13日 ⑤令和8年3月24日	委員からの意見を踏まえ、計画を一部修正			
	都市計画課	日進市都市マスタープラン	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎（必須）	○	○	○	④意向調査	アンケート	令和7年4月	1,017通回収（有効回収率33.9%） アンケート結果も踏まえて中間評価を行った。			全面改定ではなく中間見直しであることから、これまでの取り組みに対する評価について幅広く意見を聞く必要があることから意向調査を実施。
	都市計画課	日進市都市マスタープラン	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎（必須）	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント	令和8年1月30日～令和8年3月2日	意見提出者数：6名 提出意見件数：18件 計画への反映はなかったが、意見に対する市の考えをHPにて公開			
8	都市計画課	日進市立地適正化計画	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎（必須）	◎	○	○	①附属機関	都市計画審議会	①令和7年6月27日 ②令和7年8月29日 ③令和7年11月6日 ④令和8年1月13日 ⑤令和8年3月24日	委員からの意見を踏まえ、計画を一部修正			
	都市計画課	日進市立地適正化計画	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎（必須）	◎	○	○	②ワークショップ	ワークショップ	①令和7年5月24日 ②令和7年6月7日	参加者：第1回20名、第2回21名 ワークショップの結果を計画の基本的な方針等の参考とした。			
	都市計画課	日進市立地適正化計画	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎（必須）	◎	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント	令和8年1月30日～令和8年3月2日	意見提出者数：2名 提出意見件数：6件 計画への反映はなかったが、意見に対する市の考えをHPにて公開			
	都市計画課	日進市立地適正化計画	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎（必須）	◎	○	○	④意向調査	アンケート	令和7年5月	409通回収（有効回収率27.3%） アンケート結果を計画の基本的な方針等の参考とした。			

9	農政課	第4次日進市食育推進計画	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和7年12月～令和9年3月	○	◎	◎（必須）	◎	○	○	④意向調査	アンケートを実施	令和8年1月～2月	配布数：3806通、回収数：2,515通 R8年度に策定する計画にアンケート結果を反映させる予定。			令和8年度にパブリックコメント実施予定
10	学習政策課	日進市教育振興基本計画	条例第7条第1項第3号	変更・改廃	令和7年4月～令和8年3月	○	○	＊	◎	◎	◎	①附属機関	日進市教育振興基本計画策定委員会	①令和7年5月22日 ②令和7年7月17日 ③令和7年9月30日 ④令和8年2月3日	策定委員による検討を行い、中間見直しの最終案をまとめることができた。			日進市附属機関の設置に関する条例に定められているため。
	学習政策課	日進市教育振興基本計画	条例第7条第1項第3号	変更・改廃	令和7年4月～令和8年3月	○	○	＊	◎	◎	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続き	令和7年12月8日～令和8年1月7日	意見提出者数：0名 提出意見件数：0件 提出意見は無かったが、中間見直し案を広く周知することができた。			中間見直しであり、根本的な内容の改正は行わない方針としていたため。

2　基本条例

策定　②③が非常に適している

※市民参加手続（項目）①附属機関　②ワークショップ　③パブリックコメント手続　④意向調査　⑤意見交換　⑥説明会　⑦その他

変更　③④⑤が非常に適している

番号	担当課	対象事項			対象事項の事業実施期間（計画等を策定している期間）	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続き						
		名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き（項目）	手続方法	左記手続方法の手続実施期間	手続の結果（計画等への反映状況も記入）	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き（◎）を2つ以上選択しなかった場合のみ理由記入
			項目	制定改廃														
1	防災安全課	「日進市犯罪等被害に対する支援条例」（案）	条例第7条第1項第2号	策定・制定・導入		○	◎	◎	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和8年1月26日から令和8年2月27日まで	意見なし			
	防災安全課	「日進市犯罪等被害に対する支援条例」（案）	条例第7条第1項第2号	策定・制定・導入		○	◎	◎	○	○	○	⑥説明会	（説明会等） 保護司会での説明・意見徴集（全2回）	①令和8年12月1日 ②令和8年1月9日	提出人数：8人 提出意見：8件 意見は参考意見として取り扱った。			専門性の高い内容であるため、広く市民の意見を反映させるよりも、有識者の知見を取り入れることを優先した。

3　義務権利条例

策定　①⑥が非常に適している

※市民参加手続（項目）①附属機関　②ワークショップ　③パブリックコメント手続　④意向調査　⑤意見交換　⑥説明会　⑦その他

変更　①④⑥が非常に適している、③内容変更を伴わない軽易な改正の場合は非常に適している

番号	担当課	対象事項			対象事項の事業実施期間（計画等を策定している期間）	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続き						
		名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き（項目）	手続方法	左記手続方法の手続実施期間	手続の結果（計画等への反映状況も記入）	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き（◎）を2つ以上選択しなかった場合のみ理由記入
			項目	制定改廃														
1		**該当手続きなし**																

4　生活影響制度

策定　④⑤⑥が非常に適している

※市民参加手続（項目）①附属機関　②ワークショップ　③パブリックコメント手続　④意向調査　⑤意見交換　⑥説明会　⑦その他

変更　④⑤⑥が非常に適している、③内容変更を伴わない軽易な改正の場合は非常に適している

番号	担当課	対象事項			対象事項の事業実施期間（計画等を策定している期間）	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続き						
		名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き（項目）	手続方法	左記手続方法の手続実施期間	手続の結果（計画等への反映状況も記入）	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き（◎）を2つ以上選択しなかった場合のみ理由記入
			項目	制定改廃														
1		**該当手続きなし**																

5　公共用施設設置計画

策定　①②⑥が非常に適している

※市民参加手続（項目）①附属機関　②ワークショップ　③パブリックコメント手続　④意向調査　⑤意見交換　⑥説明会　⑦その他

変更　①④⑥が非常に適している

番号	担当課	対象事項			対象事項の事業実施期間（計画等を策定している期間）	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続き						
		名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き（項目）	手続方法	左記手続方法の手続実施期間	手続の結果（計画等への反映状況も記入）	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き（◎）を2つ以上選択しなかった場合のみ理由記入
			項目	制定改廃														
1	下水道課	日進市公共下水道事業計画	条例第7条第1項第4号	変更・改廃	令和8年4月～令和13年3月	◎	○	○	◎	○	◎	⑥説明会	説明会	令和7年11月8日	参加者：2名 変更概要の説明を行い、課題点などを共有			
	下水道課	日進市公共下水道事業計画	条例第7条第1項第4号	変更・改廃	令和8年4月～令和13年3月	◎	○	○	◎	○	◎	⑦その他	縦覧	令和7年12月3日～12月16日	意見なし			縦覧が法定手続とされているため

2	財産運営課	日進市公共施設再編計画	条例第7条第1項第4号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和7年1月	◎	◎	○	○	○	◎	①附属機関	（附属機関） 日進市行政改革推進委員会	令和6年10月～令和7年7月 全3回開催	計画内容に関する協議を行った			・令和6年度にアンケート調査実施済み ・計画策定のために市民の公共施設の利用状況等を把握するとともに、公共施設に対する意見を伺いたいためにアンケート調査を選択 ・計画について広く市民の意見を伺いたいためパブコメを選択
	財産運営課	日進市公共施設再編計画	条例第7条第1項第4号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和7年1月	◎	◎	○	○	○	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント	令和7年9月16日～10月16日	提出人数：　27名 提出意見：　137件 グラフの追加や記載内容の修正を行った			・令和6年度にアンケート調査実施済み ・計画策定のために市民の公共施設の利用状況等を把握するとともに、公共施設に対する意見を伺いたいためにアンケート調査を選択 ・計画について広く市民の意見を伺いたいためパブコメを選択
3	財産運営課	日進市庁舎建替基本計画	条例第7条第1項第4号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和7年3月	◎	◎	○	○	○	◎	①附属機関	（附属機関） 日進市行政改革推進委員会	令和8年1月22日 全1回開催	計画内容に関する協議を行った。			・令和2年度にアンケート調査実施済み ・計画策定のために市民の公共施設の利用状況等を把握するとともに、公共施設に対する意見を伺いたいためにアンケート調査を選択 ・計画について広く市民の意見を伺いたいためパブコメを選択
	財産運営課	日進市庁舎建替基本計画	条例第7条第1項第4号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和7年3月	◎	◎	○	○	○	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント	令和8年2月17日～3月19日	提出人数：　7名 提出意見：　26件 記載内容の修正を行った			・令和2年度にアンケート調査実施済み ・計画策定のために市民の公共施設の利用状況等を把握するとともに、公共施設に対する意見を伺いたいためにアンケート調査を選択 ・計画について広く市民の意見を伺いたいためパブコメを選択
4	学習政策課	日進市立西小学校改築基本構想・基本計画	条例第7条第1項第4号	策定・制定・導入	令和7年3月～令和8年3月	◎	◎	○	○	○	◎	②ワークショップ	ワークショップ（西小学区在住者を対象）	①令和7年7月11日 ②令和7年7月12日 ③令和7年10月24日	西小学区在住者から意見を収集し、基本構想・基本計画に反映することができた。			
	学習政策課	日進市立西小学校改築基本構想・基本計画	条例第7条第1項第4号	策定・制定・導入	令和7年3月～令和8年3月	◎	◎	○	○	○	◎	②ワークショップ	ワークショップ（西小6年生の児童を対象）	令和7年11月18日	実際に通学している児童から率直な意見を収集し、基本構想・基本計画に反映することができた。			
	学習政策課	日進市立西小学校改築基本構想・基本計画	条例第7条第1項第4号	策定・制定・導入	令和7年3月～令和8年3月	◎	◎	○	○	○	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和8年1月26日～令和8年2月27日	意見提出者数：10名 提出意見件数：52件 参考意見として受け、市の考えをHPにて公開したうえで、原案を一部修正して策定。			市民から幅広く意見を収集する必要があったため。
	学習政策課	日進市立西小学校改築基本構想・基本計画	条例第7条第1項第4号	策定・制定・導入	令和7年3月～令和8年3月	◎	◎	○	○	○	◎	④意向調査	アンケート調査	令和7年5月12日～令和7年5月30日	アンケート調査の回答数 在学児童保護者：288世帯 西小学校教職員：32名 日進西中学校教職員：42名 日進北中学校・竹の山小学校教職員：71名 未就学児の保護者：416世帯 西小学校児童：752名 西小保護者、西小学区内在住未就学児の保護者などから意見を収集し、基本構想・基本計画に反映することができた。			移転改築における当事者である保護者や教職員などから意見を収集する必要があったため。
5	市街地整備課	日進市赤池箕ノ手近隣公園基本計画	条例第7条第1項第4号	変更・改廃	令和6年2月～令和7年3月	◎	○	○	◎	○	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続き	令和7年4月16日～令和7年5月23日	意見提出者数：10名 提出意見件数：24件 意見は参考意見として取り扱った			
	市街地整備課	日進市赤池箕ノ手近隣公園基本計画	条例第7条第1項第4号	変更・改廃	令和6年2月～令和7年3月	◎	○	○	◎	○	◎	⑥説明会	説明会	令和7年3月	意見は参考意見として取り扱った			

6　努力規定

※市民参加手続（項目）①附属機関　②ワークショップ　③パブリックコメント手続　④意向調査　⑤意見交換　⑥説明会　⑦その他

番号	担当課	対象事項			対象事項の 事業実施期間 （計画等を策定している期間）	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続き					
		名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き （項目）	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	手続の結果 （計画等への反映状況も記入）	適用除外事項	適用除外理由
			項目	制定改廃													
1	下水道課	社会資本総合整備計画事後評価	条例第7条第4項	-	令和2年4月～令和6年3月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	下水道審議会	令和7年12月15日	事後評価内容についての審議等を行った		
	下水道課	社会資本総合整備計画事後評価	条例第7条第4項	-	令和2年4月～令和6年3月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続き	令和8年2月3日～3月2日	提出人数：1名 提出意見：1件		
2	環境課	日進市環境基本計画年次報告書	条例第7条第4項	-		○	○	○	○	○	○	①附属機関	環境まちづくり評価委員会	①令和7年8月8日 ②令和7年10月22日	年次報告書に盛り込む内容についての審議等を行った。		
	環境課	日進市環境基本計画年次報告書	条例第7条第4項	-		○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和7年9月1日～9月30日	提出人数：　7名 提出意見：　42件		
3	学校教育課	日進市いじめ防止基本方針の改定	条例第7条第4項	-	令和8年4月～	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和7年12月1日から 令和8年1月5日まで	提出人数：2名 提出意見：2件 パブリックコメントにより寄せられた意見により記述を修正		
4	市街地整備課	社会資本総合整備計画事後評価	条例第7条第4項	-	令和7年4月～令和8年3月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	社会資本整備総合交付金評価委員会	令和8年3月16日	委員からの意見を踏まえ、事後評価書を一部修正		
	市街地整備課	社会資本総合整備計画事後評価	条例第7条第4項	-	令和2年4月～令和6年3月 令和5年4月～令和6年3月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和7年5月1日～6月2日	意見書の提出なし		
5	都市計画課	名古屋都市計画生産緑地地区の変更	条例第7条第4項	-	令和7年4月～令和7年12月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和7年11月6日	原案のとおり可決		
	都市計画課	名古屋都市計画生産緑地地区の変更	条例第7条第4項	-	令和7年4月～令和7年12月	○	○	○	○	○	○	⑥説明会	名古屋都市計画生産緑地地区変更原案 説明会	令和7年7月22日	参加者：なし		
	都市計画課	名古屋都市計画生産緑地地区の変更	条例第7条第4項	-	令和7年4月～令和7年12月	○	○	○	○	○	○	⑦その他	法定縦覧 （窓口・web）	令和7年9月8日～24日	縦覧者　0名 意見書の提出なし		

6	都市計画課	暫定用途地域調査検討業務 （折戸地区）	条例第7条第4項	－	平成31年3月～令和7年	○	○	○	○	○	○	④意向調査	合意収集	令和7年8月～12月までに3回	回収率92.0%		
	都市計画課	暫定用途地域調査検討業務 （赤池地区）	条例第7条第4項	－	平成31年3月～令和7年	○	○	○	○	○	○	④意向調査	合意収集	令和7年5月～12月までに4回	回収率84.5%		
7	保育課	日進市保育施設の運営・整備に関する計画(中間見直し)	条例第7条第4項	－	令和3年3月～令和11年3月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和7年7月1日～令和7年8月1日	提出人数： 6名 提出意見： 31件 令和7年8月27日開催の日進市保育園運営協議会に諮り、計画内容についての再検討を行った。		
	保育課	日進市保育施設の運営・整備に関する計画(中間見直し)	条例第7条第4項	－	令和3年3月～令和11年3月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	日進市保育園運営協議会	①令和7年6月4日 ②令和7年8月27日	令和7年度第1回開催において計画の見直し案を審議し、第2回においてパブコメの結果を諮り、計画内容についての再検討を行った。		